

減免基準に盛り込まなければならない項目（広島サッカースタジアム）

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のためにスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されてスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額
3 市の主催する行事に参加する者がスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示してスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、スタジアムの施設を使用するとき。	スタジアムの施設の利用料金の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者としてスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額
7 65歳以上の者の介添者としてスタジアムの施設を使用するとき。	スタジアムの施設の利用料金の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者及びそれ以外の者が共同してスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者が共同してスタジアムの施設を使用するとき。	スタジアムの施設の大人料金と小人料金の差額に、65歳以上の者の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
10 市が後援する行事としてスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 市が当該行事実施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会等において特定の商号又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合	スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の半額

<p>11 次のいずれかに該当する者が、自ら車両（普通自動車に限る。以下同じ。）を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗してスタジアムの駐車場を使用するとき。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害程度の記載欄に㊤又はAと記載されたもの。</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。</p> <p>(4) 広島県道路交通法施行細則（昭和35年12月13日公安委員会規則第15号）第3条の6第1項第13号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。</p>	<p>スタジアムの駐車場における駐車開始時刻から引き続き2時間を経過する時間までの部分の利用料金（駐車料金）の全額</p>
<p>12 市がスタジアムの開業に伴う行事・催事等でスタジアムの施設及び附属設備を使用するとき。</p>	<p>スタジアムの施設及び附属設備の利用料金の全額</p>